

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第26号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条市民生活部の款くらし安全推進課の項第8号中「暴力団の排除のための施策の推進」を「京都市暴力団排除条例による事務」に改める。

第12条障害保健福祉推進室の款中第28号を第29号とし、第2号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待防止センターとしての業務の統轄に関する事。

第12条長寿社会部の款介護保険課の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関する事。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)